

被災した賃貸住宅の再建を支援します

～益城町被災民間賃貸住宅復旧事業補助金申請受付開始～

被災した住民の良好な住まいの受け皿を早期に確保するため、平成28年熊本地震により賃貸住宅が被災し、当該被災賃貸住宅を解体した所有者が町内で賃貸住宅を再建する際に、建設費の一部を補助します。



対象者 (下記の全てに該当する必要があります)

- ◆被災前から熊本県内に賃貸住宅を所有していた人
- ◆被災により、所有していた賃貸住宅が半壊以上の被害を受けて解体した人
- ◆益城町内で賃貸住宅を再建し、所有者となる人
- ※上記に該当する人以外でも補助対象になる場合があります(被災時に当人と同居しており、賃貸住宅の経営を引き継いだ人など)。詳細はお問い合わせください。

対象住宅 (下記の全てに該当する必要があります)

- ◆建築基準法および関連法令の基準に適合するもの
- ◆公共事業の補償を受けて新築するものでないこと
- ◆平成28年4月14日から平成32年3月31日までに新築されるもの
- ◆親族のみを入居させるものでないこと
- ◆他の補助金等の交付を受けていないこと
- ◆社宅や寮でないこと
- ※戸建ての借家も賃貸住宅としての証明があれば補助対象に含まれます。

補助金額

- ◆再建した賃貸住宅の床面積1㎡当たり2万円
- ◆上限額は1戸につき100万円、申請者1人につき1,000万円 ※千円未満切り捨て
- 例) 1戸当たり床面積が60㎡で、1棟につき6戸が含まれる集合住宅を再建した場合は、
60㎡×2万円=120万円 ⇨上限100万円
100万円×6戸=600万円 が補助金額となります。

申請に必要なもの

- 益城町被災民間賃貸住宅復旧事業補助金交付申請書(企画財政課の窓口を設置しています。また、ホームページからもダウンロードできます。)
- 設計図書
 - ー建物付近の見取り図
 - ー建物、駐車場等の付帯設備の配置図
 - ー建物の平面図および立面図
 - ー建物全体および各住戸の床面積求積図
- 着工前の現地写真(被災時点および解体後のもの)
- 工事請負契約書の写し
- 住所地の市区町村に納入すべき税等を滞納していないことを証する書類
- 建築基準法第6条に規定する確認済証の写し
- 被災した賃貸住宅に係る災証明書
- 被災した賃貸住宅を解体したことを証する書類
- 被災した賃貸住宅が戸建ての借家だった場合は、被災時に賃貸の用に供されていたことを証する書類
- 印鑑

受付開始

6月1日(金)から

受付時間

平日 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

受付場所

企画財政課復興企画係(仮設庁舎2階)

☎ 企画財政課復興企画係 ☎ 286 - 3223

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業についての座談会(6月)

6月の座談会(勉強会)は、右表の日程にて開催します。事業のしくみや移転補償、道路や公園の配置の考え方などについて、図面等を用いて、できるだけ分かりやすく説明します。質問や相談にも可能な範囲で対応します。

日時	場所
6月13日(水) 午後2時～3時30分	テクノ仮設団地 E集会所
6月27日(水) 午後2時～3時30分	木山仮設団地 北集会所

個別相談窓口を役場仮設庁舎2階に設置していますので、ご活用ください。(受付:午後1時～5時 ※都合が悪い場合は、別の時間および場所でも受け付けます。希望する人は事前にご連絡ください。)

☎ 復興整備課まちづくり推進室 ☎ 289 - 2930